

別紙

諮問第735号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇職員である請求者が〇年〇月〇日に総務局人事部職員支援課へ電話で行ったハラスメント相談に関し、作成・取得した一連の情報（音声録音、相談・対応記録、所属への伝達事項及び所属からの回答内容など。担当者間のメールを含む）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年3月19日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書として、審査請求人を識別することができる個人情報が記録されたものは存在しないため、不存在を理由として非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年7月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年6月11日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年5月26日（第212回第二部会）から同年6月25日（第213回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁

明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア ハラスメント相談窓口について

実施機関は、平成27年7月1日より、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱（10総人第982号）に規定する相談窓口及び相談室において、パワー・ハラスメントに関する相談・苦情を受けることとし、相談対応の強化を図りながら、いわゆるセクハラ及びパワハラの防止に関する取組を進めてきた（平成27年6月3日付27総人職第239号「パワー・ハラスメント相談窓口の設置について（通知）」（以下「通知」という。））。

令和2年6月1日からは、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正に対応するため、通知を廃止し、パワー・ハラスメントの防止に関する要綱（2総人職第208号。以下「要綱」という。）に基づき、実施機関（総務局人事部職員支援課）を全庁窓口として、パワー・ハラスメントに関する相談・苦情の受付を行っている。

イ 本件開示請求について

審査請求人は、審査請求書において、○年○月○日に電話で実施機関にハラスメント相談を行い、その際、担当職員に所属局のみを明かして、相談内容を所属局に伝えるよう依頼したと説明する。その後、審査請求人は、△月△日に再度実施機関に電話で所属部署及び氏を名乗り、○月○日に相談した記録の確認の可否について問合せを行った。

その後、審査請求人は、○年○月○日に実施機関に電話で行ったとするハラスメント相談に関し、作成・取得された一連の情報及び△月△日に実施機関に電話で行った問合せに関し、作成・取得された一連の情報について、保有個人情報開示請求を行った。

実施機関は、前者については、開示請求者を識別することができる個人情報が記録されたものは存在しないとして本件非開示決定を行い、後者については、開示請求者を識別することができる個人情報が記録された公文書を特定し、開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、不存在を理由として非開示とした処分

取消しを求めていることから、審査会は、本件非開示決定の妥当性について判断する。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

(ア) 本件非開示決定に関し、審査請求人は審査請求書において、相談の経緯、2件の開示請求の内容及び開示された文書の記述「〇月〇日に相談した本人だという職員から〇〇にどのように引き継いだのか資料をみたいとの電話あり。〇〇の〇〇氏と名乗る。」とを照らし合わせれば、常識的に考えれば審査請求人の相談記録を特定することは可能であり、本件非開示決定は文書の特定を怠った違法不当な処分であると主張する。

これに対し、実施機関は、弁明書及び理由説明書において、相談記録等において、審査請求人を識別することができる個人情報が記録されたものは存在せず、また、審査請求人は、後日、特定日に相談を行った本人だと電話で申し出を行ったとしているが、特定日の匿名の相談者と同一人物であると確定することは困難であると主張する。

(イ) 審査会が、ハラスメント相談を受けた際の対応について、実施機関に確認したところ、実施機関では「ハラスメント相談対応マニュアル（平成27年6月総務局人事部）」を職員向けサイトで公開しており、その中で、相談を受けた際には記録をすることとし、その際の様式として「相談受付票」を添付しているとの説明があった。このことからすると、仮に審査請求人が相談を行ったとするならば、何らかの相談記録が存在すると考えるのは不自然ではない。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、審査請求人の主張する特定日に特定の所属局が記録された相談受付票及び相談受付簿が存在することが判明した。

審査会が見分したところ、当該文書等の相談者欄はいずれも匿名となっており、また、他に審査請求人の氏名が記録された相談受付票等を保有していることは確認できなかった。さらに、当該文書等の保管方法について、実施機関に確認したところ、匿名であることから特定の個人別ではなく、日付順に綴じて保存・管理しているとのことであった。

これらの情報からは、当該文書等の匿名の相談者が、審査請求人と同一人であると特定できず、審査請求人を識別することができる個人情報が記録されたものは存在しないとする実施機関の説明は、不自然・不合理であるとは認められない。

(ウ) さらに、実施機関は、ハラスメント相談は、相談したことも含め秘密保持を前提に実施している事業であり、匿名の相談者と開示請求者が同一人物と確定できていない中で一連の文書を開示することは、相談した個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、秘密保持を前提とした当該事業に対する相談者の信頼を失い、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

ハラスメント相談は、相談したことによって当該相談者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならないセンシティブな個人情報を取り扱っている。審査会が要綱を見分したところ、相談員は、相談・苦情に対応するに当たって、相談者のプライバシーに十分配慮し、知り得た秘密は厳守しなければならない旨規定されていることが確認された。

このようなハラスメント相談の性質に照らせば、相談者の個人情報の特定に当たって、特に厳格な対応を要すると認められるところ、上記（イ）のとおり、審査請求人の主張する特定日に特定の所属局が記録された相談受付票等に匿名と記載された相談者が審査請求人と同一人であると特定できず、他の相談者である可能性も否定できない中で、当該文書等を審査請求人に対して開示することは適当ではないと認められる。

このような観点からも、本件開示請求に関する公文書として、審査請求人を識別することができる個人情報が記録されたものは存在しないとする実施機関の説明は、不自然・不合理であるとは認められない。

以上のことから、本件開示請求に対し、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子